2023年度第2回理事会資料　【別紙⒊】　　　　　　　　　　　　2023.08.22

**岡山県地域人権ネットワーク〈仮称〉結成にむけて**

１、これまでの論議

**(1)2023年1月17日に今年度第2回理事会で論議した原案。**

１、ネット構想の背景

①NPO法人地域人権みんなの会について

NPO法人地域人権みんなの会は、全国部落解放運動連合会(全解連)が21世紀を迎える中で組織の発展的転換を目指す論議をしているさなか、2001年12月に結成総会を当時の有志で立ち上げ、その目的に賛同する組織・個人からの支援を得て運営してきた法人です。

理念は「地域から人権」を具体的に、学習活動と介護事業を通じてあらわしています。定款には「目的」を「この法人は、地域社会での人権伸長をはかるため、県民の自主的な人権問題学習活動及び福祉活動にとりくみ、もって一人ひとりの人権が尊重された明るくゆたかな岡山県の地域社会の形成に寄与すること」と示しています。

介護事業を展開したのが2006年ですか、その後、岡山県民主医療機関連合会(県民医連)に加入し、医療、介護、福祉にかかわって国民・住民に応えられる事業所としての発展を期しています。

②岡山県民主教育研究会について

岡山県民主教育研究会は1979年から「岡山県民主会館」を法人として運営するために設立されました。当初は、同和対策としての特別目的の財団法人として設立され、その後その特別目的を取り除き一般財団法人として現在があります。

目的は、「この法人は、人権の伸長をはかるため、部落間題解決を含む日本及び岡山県の人権問題に関する歴史、社会、経済、文化及び教育に関する調査、研究をすすめ、県民による自主的・民主的な学習・教育活動を支援し、住民相互の研修を行い、もって一人ひとりの人権が尊重された明るくゆたかな岡山県をつくっていくこと」と定款第3条に示されています。

③岡山県人権連について

岡山県地域人権運動連絡協議会(県人権連)は2004年に岡山県部落解放運動連合会（県解連・1976年結成）から発展的転換を行った組織です。県解連の規約は「部落問題の解決をはかることを目的とします」とし、岡山県人権連のそれは、「人権と民主主義、住民自治の確立をはかるために自主的に組織された岡山県内の地域基礎組織で構成する自主的・民主的な連絡協議体である」としています。岡山県人権連は組織対象者を「部落住民」からすべての市民・県民へと広がりを示し、目的や事業もネットワーク化を目指していることがわかります。これらに示されているように、組織は目標達成の手段ではなくその存続自体を優先して組織目標の達成が阻害されることや、情勢の変化とともに組織構造自体が変化すること、なども明らかにさせてきました。

④共通する目標

3つの団体に共通するものは「構成員の能力を伸ばし目標を実現しうる組織、革新的で発展的な理論が育まれる組織、共通の目標に向かって自由にはばたく組織、共同して学ぶ方法をたえず学び続ける組織」と言えます。

一つひとつの組織は、専門性、集権性、公式性を土台とする「官僚的組織」としてそれぞれ民主的に運営する能力を身につけてきました。しかし課題も日増しに大きくなっています。

組織的発展を考えるうえで、独自の組織発展を探求することと合わせ、「組織のネットワーク化」が一つの目標とされます。「ネットワーク」は「つながり」もしくはその総和と定義されます。情報化が一段と進む中で、私たちがめざす「地域と人権」視点の広く根幹となる情報を的確につかんでいくこと、その視点での情報を寄せ合いつながりを広めること、そして情報を基本的人権確立、に結び付ける、そのためにも専門的かつ総合的な能力を高めることが今日的に決定的に重要となっています。

県段階の「ネットワーク」組織、そして地域密着型の住民運動、市民活動につなげていく「ネットワーク」組織を構想し発展させていきます。

２、人権連の構想案の論議

３、地域人権みんなの会として

ネットの母体にNPO法人地域人権みんなの会を想定しています。

地域人権みんなの会は法人登記されて20年を2022年に迎えました。会員は約60名、賛助団体6団体です。2006年に始めた小規模多機能型居宅介護事業所、現在は3か所、あわせて毎月の登録利用者80人、働く人たちは約60人、年間の収入が約2億円です。このNPO法人は、地域人権運動を通じて民主諸団体の賛意も得て、地域人権を基軸に広範な人たちに接近していける組織をめざして立ち上げ、理事会、職場会議などを積み重ねて民主的運営をめざしてきました。地域住民運動があればこその事業所づくりでしたが、経営・運営になってくるとさらに働く人々との連帯が必要になっています。そこには、人間の尊厳を何よりも大切にするという人権思想が根付く職場づくりと地域づくり、人づくりがどうしても欠かせません。

新しいネットワーク組織は、「地域人権」すなわち日本国憲法の基本的人権論と住民自治論を中心に要求実現と人権学習を二本柱として取り組みます。

それぞれの組織に寄せられてくる地域と個人の要求、福祉事業にかかわって惹起している制度・法律上の課題、利用者さんと働く人たちの人権の視点、これら含め、人権・民主主義・平和運動で直面する諸問題を集約し、問題点を分析し明らかにすることが、要求実現につながります。

また、その学習活動は自ら組織と個々人の自己評価、互いの関係の強化に結び付きます。そして世論を広めることにもなります。

新たなネットワーク組織が、若い世代の人たち自身の自己実現の場として推進されることを構想しています。憲法「改正」への動向が強まるなか、改めて国民が憲法制定主体であることを世論にしていく上でも世代継承は欠かせない課題です。

県民を視野に、あるいは一人ひとりを主人公に据え、人間の尊厳を守るたたかいをつづけている団体が県内に多数存在します。それぞれが独自の歴史的教訓を持っているとともに、社会的道理に照らして自らの構成員の要求と住民要求を結び付けて実現してきた伝統も輝いています。多くは、具体的な差別を解消させる視点、階級闘争視点、国民運動視点、そして市民運動視点、人権運動視点が基本に置かれ、自由と平等、そして人間の尊厳のために多様で多面的な闘いの伝統が息づいています。

地域を基礎に人権確立をはかり、住み続けられる地域を協同の力で創りあげていくことは、すべての人たちに共通する課題となっています。日本国憲法の精神の根幹でもある基本的人権を具体的に保障させていく取り組みが今こそ大切にされなくてはなりません。

憲法を具体的に地方から生かしていく政治の確立をめざし、「地域と人権」を創造的につくり上げていくうえで、諸団体がその視点でのネットワークを意識的に取り入れていく時代を迎えていると確信します。

**(2)「岡山県地域人権ネットワーク構想」について**(地域人権だより№61　2023.02.21.発行)

　2023年1月17日に今年度第2回理事会を開催しました。その際に当法人としての「岡山県地域人権ネットワーク構想」についての考え方を事務局から提出しました。その時の交わした論議とその後に事務局に届いていますご意見をとり入れ、改めて整理して基本的な考えを提示したいと思います。

———－　　県人権連の構想案の抜粋　——

2023(令和5)年5月10日は岡山県水平社創立100周年です。この歴史的な時期に、「岡山県地域人権ネットワーク(人権ネット)」構想を打ち出し、さらに約1年間の論議を経て、より効果的、有機的なネットワーク組織を結成します。

2024年4月は、人権連結成から20周年です。地域人権憲章づくりとそれに基づく諸活動は人権確立に着実に寄与してきました。それらの節目に新たな組織、人権ネットを結成することは歴史的に情勢を切り拓き発展させるものと確信します。

団体の対象は、岡山県地域人権運動連絡協議会(岡山県人権連)、NPO法人地域人権みんなの会(みんなの会)、一般財団法人岡山県民主教育研究会の3団体です。

3つの団体は、「地域人権」の視点から研究、学習、活動、運動を展開してきた歴史をもつ団体です。それぞれの団体は、日本国憲法の示す基本的人権の確立と住民自治の拡がりをより多くの県民・市民とともにめざす時代を迎えたという共通認識があります。

人権ネット結成への動機には、部落問題を社会的、経済的に解決させてきた部落解放運動の教訓を引き継ぎ、積み重ねてきた地域人権確立の取り組みを再構成し、より効果的ネットワーキングをめざすことにあります。

　新たなネットワーク組織、人権ネットは、理論活動、地域人権運動、福祉事業の経営、組織運営の分野で前進をかちとることを目指します。

3団体によるネットの特徴は、基本的人権、日本国憲法、そして「地域人権」にかかわる学習活動をひろめ理論的発展をめざす、県民・市民の人権にかかわる諸要求の実現をはかる運動や人権伸長の政策づくりをめざす、この二つがとりくむ柱として位置づけられます。そのためにも、岡山県地域人権問題研究集会実行委員会に積極的にかかわって運営を担います。

　――――　一般財団法人岡山県民主教育研究会について―――――

1979年にこの法人の主たる目的対象の岡山県民主会館が岡山市北区下伊福西町に建設され開館しました。かつての全解連の事務所であり民主諸団体が結集していた岡山市内にあった「解放会館」が、複数の個人名義で登記されていたことから惹起した混乱を教訓にして、法人化するということだけでなく、近代的な法整備に基づく対応が次代につなぐことになるという発想から、所有者を財団法人化して建設されたものです。

また、当時の全解連や大勢の教育関係者が、「部落問題が提起する教育上の課題を解決していく教育的営み」は、一部団体などが主張する「同和教育」という狭義の捉え方ではなく、民主主義教育の一環としての「民主教育」という名称こそがふさわしい、と一貫して主張してきた時代です。その名称を冠にした法人が「民主」すなわち市民が主権者となるための教育を求めて闘ったことの意義を継承したことは大切な財産です。

現在は、県内の主な民主団体など10数団体が入居され、諸活動の拠点として岡山県民主会館を活用されています。また、「民主教育」、すなわち人権を基調にした市民からの学習要求などに対応し、研究学習内容を還元していくうえで、人権ブックレットを発行しています。特別目的対応の行政から独り立ちして10数年の経験を積み重ねた法人が、新たな人権ネットの活動に財源的にも寄与することが求められている時代という認識が必要になっています。

**――　地域人権みんなの会としての基本的考え**(事務局案)――――

2002年に県に認証されたこのNPO法人の特徴は、2006年から順次開設していった「みんなの家ななくさ(2006年)」、「みんなの家かるがも(2010年)」、「みんなの家だんだん(2013年)」小規模多機能型居宅介護事業の進展にあります。この活動は、地域人権運動とも密接に関連して展開してきました。同時に、その事業を「人権」を基調に展開しすすめる進めなかで、運動とはまた別の経営など含めた独自の活動の分野の課題があり、みんなで一つひとつ乗り越えていく取り組みが必要なことも浮き彫りになってきました。

みんなの会活動は、第一に、利用者の確保、その介護、介護にともなう諸活動など、仕事の目的は第一義的に利用者の基本的人権の確保にあります。第二に、利用者の基本的人権確保のためには、それに必要な設備確保とその維持が必須となり、そのための独自活動が必要となり、これは次の人材確保と育成の仕事となります。第三に、上記二つの仕事を遂行する介護従事者と、各事業所を運営するスタッフの確保、そしてそのことを可能とする技術と介護にふさわしい人材育成とスタッフにふさわしい運営能力の育成と人材確保が必須となります。そのための研修と学習活動がここでの研究学習の中心課題となります。第四に、事業所を運営していくうえで必要な事業所外との関係もその対象は人権連と重なるところはあるものの、仕事の根幹においては大きく異なります。たとえば、「利用者確保のための連携」、「より良い介護・看護の確立のための連携」、「より良い事業経営のための連携」、「地域密着型事業所の確立のための連携」などは、大きくことなる点です。それに対して、「より良い介護事業の条件確立のための連携」は、ほとんど人権連運動と重なるところです。

一人ひとりの命に直接かかわる責任重大な仕事であり、同時にそこで働く一人ひとりの人権を守るという課題も果たさなければならない、そういう仕事に取り組んできています。みんなの会の活動は人権連運動と重なりつつも、これはこれで独立した独自の仕事として、あらためていま何がもっとも重要な課題なのかを見定めること、そしてその解決の方向を探ることが私たちの直面していることではないかと思います。

「岡山県地域人権ネットワーク」づくりが、そうした課題解決に大きく寄与することを念頭に参画し、できればこの法人がネットの中心を担えるように位置付けていきたいと思います。

新しいネットワーク組織は、「地域人権」すなわち日本国憲法の基本的人権論と住民自治論を中心に要求実現と人権学習を二本柱として取り組みます。

構想している3団体のそれぞれの組織に寄せられてくる地域と個人の要求、福祉事業にかかわって惹起している制度・法律上の課題、利用者さんと働く人たちの人権の視点、これら含め、人権・民主主義・平和運動で直面する諸問題を集約し、問題点を分析し明らかにすることが、要求実現につながります。また、その学習活動は自ら組織と個々人の自己評価、互いの関係の強化に結び付きます。そして世論を広めることにもなります。

新たなネットワーク組織が、若い世代の人たち自身の自己実現の場として推進されることを構想しています。憲法「改正」への動向が強まるなか、改めて国民が憲法制定主体であることを世論にしていく上でも世代継承は欠かせない課題です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

**(3) 2023年度総会方針より　　　2023.06.16**

　NPO法人地域人権みんなの会は2001年12月に、「地域人権」を基軸に広範な人たちに接近していける組織をめざして立ち上げました。それから20年の間に、市民的人権課題の学習会の開催とあわせ、地域密着型の介護施設としての小規模多機能ホームの2006年、2010年、2013年の開設と運営に力を注いできました。

特に、利用者さんに真に寄り添う介護の実践のためには、母体そのものの民主的運営が必須という立場で、理事会、職場会議、事業所運営推進会議などを積み重ねてきました。地域住民運動があればこその事業所づくり、利用者さんでしたが、経営・運営においてはさらに働く人々との連帯が必要になっています。そこには、人間の尊厳を何よりも大切にするという人権思想が根付く職場づくりと地域づくり、人づくりがどうしても欠かせません。

新しいネットワーク組織は、「地域人権」すなわち日本国憲法の基本的人権論と住民自治論を中心に要求実現と人権学習を二本柱として取り組無ことが提起されています。それぞれの組織や構成員の人たちに寄せられてくる地域と個人の要求、福祉事業にかかわって惹起している制度・法律上の課題、利用者さんと働く人たちの人権の視点、これら含め、人権・民主主義・平和運動で直面する諸問題を集約し、問題点を分析し明らかにすることが、要求実現につながります。また、その学習活動は自ら組織と個々人の自己評価、互いの関係の強化に結び付きます。そして世論を広めることにもなります。

2024年4月には新たなネットワーク組織を岡山県人権連、一般財団法人岡山県民主教育研究会の3団体で発足させる予定です。実現にむけて、法人理事会と事務局、構成する3団体の合同役員会などで、理念、目的、対象、活動の柱、財政等にかかわって共通認識を得て具体化していきます。

２、今後の論議など

　(1)人権連、みんなの会、民主教育研究会の3団体合同会議で論議

　　　第1回　2023年8月19日　　合わせて14名参加

　　　第2回　2023年11月11日(土)午前11時30分

　　　第3回　2024年2月24日(土)　〃

(2)地域人権みんなの会の論議の進め方

　①理事会での引き続きの論議

　　第2回理事会　　　　2023年8月22日

　　第3回理事会　　　　2023年11月7日(火曜日)午後6時から

　　第4回理事会　　　　2024年1月23日(火曜日)午後6時から

　②会員さんへの情報提供と意見の反映

　　理事会論議の概要を「地域人権だより」に掲載して知らせる

　　意見募集はいつでも

(3)内容の論議について

　①まとめていくべきものの整理

　　理念

　　目的

　　対象

　　活動の柱

　　財政

　　その他

　②これまでの論議と呼びかけをいかす

　③その他